

## ちば森づくりの会規則

CMR004	積立金制度	制 定：平成 22 年 4 月 24 日
--------	-------	----------------------

将来の大型投資のために、毎年の剰余金の一部を積立金として管理する。

### 1. 積立金への繰入額の決定

毎年の剰余金から積立金に繰り入れる額は、年度ごとに理事会で起案し、総会の議決により決定する。

### 2. 積立金の使用

積立金を使用する場合は総会の議決によるものとする。

以上